富田林市消費生活協力団体・協力員委嘱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、消費者安全法（平成２１年法律第５０号）第１１条の７の規定に基づく消費生活協力団体及び消費生活協力員（以下「協力団体・協力員」という。）の委嘱等に関し、必要な事項を定める。

（委嘱）

第２条　協力団体・協力員は、消費者安全法施行規則（平成２１年内閣府令第４８号）第７条第２項各号に掲げる基準に照らし、適当と認めた者のうちから、市長が委嘱する。

２　前項の委嘱を受けようとする者は、富田林市消費生活協力団体（消費生活協力員）委嘱申出書（様式第１号）により申し出るものとする。

（活動内容）

第３条　協力団体・協力員は、次に掲げる活動を行う。

（１）　消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること。

（２）　消費者安全の確保のための消費者教育、啓発活動等を実施すること。

（３）　消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体の行う施策に必要な協力をすること。

（秘密保持）

第４条　協力団体・協力員は、その活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（身分の喪失）

第５条　協力団体・協力員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その身分を喪失する。

（１）　委嘱の辞退の申出があった場合

（２）　死亡した場合

（３）　他の市町村へ転居した場合

（解嘱）

第６条　市長は、協力団体・協力員が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、解嘱することができる。

（１）　協力団体・協力員としてふさわしくない行為を行った場合

（２）　病気等により活動が困難となった場合

（委任）

第７条　この要領に定めるもののほか、協力団体・協力員の委嘱等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、令和４年　　月　　日から施行する。